



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

規則 2

 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び大和高田市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則（人事課） 2

 大和高田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則（保険医療課） 3

 大和高田市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課） 5

 大和高田市妊婦健康診査実施規則の一部を改正する規則（健康増進課） 6

告示 9

 放置自転車の移動、保管（生活安全課） 9

 令和4年度大和高田市一般会計補正予算（第5号）の要領の公表（財政課） 10

 引取りのない自転車等の処分（生活安全課） 10

 公示送達（保険医療課） 11

 令和4年度大和高田市休日診療所特別会計補正予算（第3号）の要領の公表（財政課） 11

 公示送達（税務課） 12

 公示送達（収納対策室） 13

 公示送達（収納対策室） 13

 公示送達（収納対策室） 13

 大和高田市社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置に係る補助事業実施要綱の一部を改正する告示（介護保険課） 14

 大和高田市訪問介護等利用者負担額減額要綱の一部を改正する告示（介護保険課） 17

公告 18

 令和4年度アクティブディレクトリサーバ及び特定通信用ファイアウォール等リース契約に係る納入業者等決定に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室） 18

 令和4年度ファイルサーバシステム再構築整備リース契約に係る納入業者等決定に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室） 20

 大和高田市一般介護予防業務委託事業者選定を公募式プロポーザル方式で行う公告（地域包括ケア推進課） 23

 大和高田市地域資源把握支援サービス構築等業務委託事業者選定を公募式プロポーザル方式で行う公告（地域包括ケア推進課） 23

 大和高田市総合公園公募設置管理制度（Park-PFI）導入検討業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室） 24

 大和高田市橋梁定期点検業務委託（No. 1）に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室） 27

 大和高田市橋梁定期点検業務委託（No. 2）に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室） 30

 公売公告（収納対策室） 32

 農用地利用集積計画の縦覧（農業振興課） 34

 土庫小学校エレベーター設置工事に伴う仮設トイレ賃貸借に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室） 34

 令和4年度プリンタ機器リース契約に係る納入業者等決定に関する条件付き一般競争入札公告（契

約監理室)	36
材木町他地内道路除草作業に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	39
奥田他地内道路除草作業に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	41
令和4年度大和高田市職員採用試験の実施に関する公告（人事課）	44
公売公告（収納対策室）	49
教育委員会	52
大和高田市教育委員会7月定例委員会の招集（教育総務課）	52
選挙管理委員会	53
大和高田市選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）	53
大和高田市選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）	53
農業委員会	54
大和高田市農業委員会8月定例委員会の招集（農業委員会）	54
公営企業	54
大和高田市水道事業者指定給水装置工事事業者の指定（水道総務課）	54

規 則

規則第20号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び大和高田市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年7月6日

大和高田市長 堀内 大造

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び大和高田市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則

（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和57年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第2号中「、入所されている場合」を「、収容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合」に、「に入所されている」を「に収容されている」に改める。

（大和高田市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部改正）

第2条 大和高田市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（平成18年規則第37号-2）の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「、収容されている場合」の次に「、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び大和高田市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の規定は、令和4年4月1日から適用する。

規則第21号

大和高田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年7月20日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則
 大和高田市国民健康保険条例施行規則（平成12年規則第73号）の一部を次のように改正する。
 様式第2号中

「

世帯主	住所				
	氏名		印	生年月日	
	個人番号				
限度額適用減額対象者	氏名		生年月日		
	個人番号				
	世帯主との続柄				

」を

「

世帯主	住所				
	氏名		印	生年月日	
	個人番号				
限度額適用減額対象者	氏名		生年月日		
	個人番号				
	世帯主との続柄				

」

に改める。

様式第3号中

「

世帯主	住所	大和高田市			
	氏名		印	生年月日	年月日 性別
減額対象者	氏名		生年月日	年月日	性別
	世帯主との続柄				

」を

「

世帯主	住所	大和高田市			
	氏名		印	生年月日	
減額対象者	氏名		生年月日		
	世帯主との続柄				

」

に改める。

様式第7号を次のように改める。

様式第7号（第11条関係）

国民健康保険高額療養費支給申請書

年 月診療

作成

保険者 290023 大和高田市		被保険者証番号		個人番号								世帯主			
療養を受けた被保険者										保険種別	傷病名、療養期間	医療費			
医療機関										入外区分		窓口徴収額			
個人番号										委任	第三者行為の有無				
											～ (日間)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
個人番号											～ (日間)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
個人番号											～ (日間)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
個人番号											～ (日間)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
個人番号											～ (日間)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
個人番号											～ (日間)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
個人番号											～ (日間)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
				医療費		窓口徴収額		自己負担限度額		高額療養費					
高齢者 外来															
高齢者世帯															
世帯															
高齢所得	世帯所得	多数該当	今回以前1年間に受けた高額療養費の診療月			支給決定額	支給済額	支給差額							
			年	月	年	月	年	月							
振込先	金融機関名														
	口座種別									口座番号					
	名義人(カナ)														
	名義人(漢字)														
上記の通り、医療機関等への支払が完了しましたので申請します。															
大和高田市長		殿								年		月		日	
世帯主		住所		氏名		印		連絡先							
上記申請により国民健康保険から給付を受ける金額の受領を															
						世帯主		氏名		印					
様式第14号中															
「															
被保険者の記号番号		奈2・		<input type="checkbox"/> 被保険者証				<input type="checkbox"/> 高齢受給者証							
被保	個人番号	氏名		性別	生		年	月	日						

険者	1			男・女	年 月 日
	2			男・女	年 月 日
	3			男・女	年 月 日
	4			男・女	年 月 日
	5			男・女	年 月 日

」を

「

被保険者証の記号・番号		奈2・	<input type="checkbox"/> 被保険者証 <input type="checkbox"/> 高齢受給者証	
被 保 険 者		個人番号	氏 名	生 年 月 日
	1			年 月 日
	2			年 月 日
	3			年 月 日
	4			年 月 日
	5			年 月 日

」に

改める。

様式第15号中

「

療養を受けた 被保険者氏名	年 月 日 生	性 別	男 ・ 女
------------------	---------	--------	-------------

」を

「

療養を受けた 被保険者氏名	年 月 日 生
------------------	---------

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第22号

大和高田市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年7月28日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市営住宅条例施行規則（平成9年規則第43号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「に所得に関する証明書その他市長が必要と認める書類を添えて」を「により」に改める。

様式第10号を次のように改める。

様式第10号（第10条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

入居者 氏名
住所 大和高田市
連絡先

市営住宅入居者収入申告書

公営住宅法及び大和高田市営住宅条例の規定に基づき、 年1月1日から 年12月31日までの収入を次のとおり申告します。

入居者及び同居者等の氏名	続柄	生年月日	勤務先	年間所得	備考
	本人				
	個人番号				
	個人番号				
	個人番号				
	個人番号				
	個人番号				
	個人番号				
	個人番号				

※ 収入の有無に関わらず入居者及び同居者等について記載してください。別居の扶養家族がある場合や寡婦（夫）に該当する場合は、備考欄にその旨記載してください。

附 則

この規則は、令和4年8月1日から施行する。

規則第23号

大和高田市妊婦健康診査実施規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年7月28日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市妊婦健康診査実施規則の一部を改正する規則

大和高田市妊婦健康診査実施規則（平成21年規則第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第141号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条中「大和高田市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市住民基本台帳に記録されている者」を「市内に住所を有する者」に、「母子保健法」を「法」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要であると認めたときは、母子健康手帳の交付を受けていない妊婦を対象者とすることができる。

第4条第2項中「種類は、」を「種類、内容及び交付枚数」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、対象者が多胎妊娠をしている場合は、2人目以降の胎児1人につき補助券を10枚追加する。

第4条第2項の表追加券の部基本券に追加して使用できるものの項中「(多胎妊娠している場合は、2人目以降の胎児1人につき10枚追加)」を削り、同条第3項を次のように改める。

3 前項ただし書の規定にかかわらず、対象者が多胎妊娠をしている場合で、第1条に規定する妊婦の経済的負担の軽減が十分に図れないときは、市長が別に定める基準に基づき補助券の交付枚数を追加することができる。

第5条第2項中「実施医療機関で妊婦健康診査を受診することが困難である場合において実施医療機関以外の医療機関等で妊婦健康診査を受診したときは」を「妊婦健康診査に要した費用の支払いを補助券による方法により行われなかったときは」に改める。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(補助券の譲渡等の禁止)

第6条 対象者は、補助券を他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は担保に供してはならない。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第5条関係）

妊婦健康診査費用請求書

年 月 日

大和高田市長 宛

金 円

妊婦健康診査受診に要した費用の補助を受けたいので、申請します。この申請に必要な場合、大和高田市が医療機関等に受診や支払状況について照会することに同意します。

[妊婦健康診査受診者]

住所 〒 大和高田市 (フリガナ)

氏名 印 生年月日 年 月 日 電話 (- -) 出産日又は出産予定日 年 月 日

[振込先]

Table with 3 columns: 金融機関名, 預金種目, 口座番号または番号 (右詰め). Rows include 銀行 (本店, 支店, 出張所), 農協 (店番/ゆうちょ→記号, か店名), 信金 (ゆうちょ銀行), and 口座名義人.

*ゆうちょ銀行の場合、通帳「記号」と「番号」又は振込用「店名」と「口座番号」をご記入ください。

*振込先が妊婦健康診査受診者名義の口座でない場合、裏面の委任状をご記入ください。
【医療機関等証明欄】太い枠内の内容について、医療機関等の証明を受けてください。

市記載欄		市記載欄		
受診回数	受診年月日	妊婦健康診査費 (保険適応分を除く)	券使用枚数 (基本券+追加券)	決定額
第 回目	年 月 日	円	枚	円
第 回目	年 月 日	円	枚	円
第 回目	年 月 日	円	枚	円
第 回目	年 月 日	円	枚	円
第 回目	年 月 日	円	枚	円
第 回目	年 月 日	円	枚	円
第 回目	年 月 日	円	枚	円
第 回目	年 月 日	円	枚	円
第 回目	年 月 日	円	枚	円
第 回目	年 月 日	円	枚	円
第 回目	年 月 日	円	枚	円
第 回目	年 月 日	円	枚	円
第 回目	年 月 日	円	枚	円
第 回目	年 月 日	円	枚	円
第 回目	年 月 日	円	枚	円
第 回目	年 月 日	円	枚	円
第 回目	年 月 日	円	枚	円
第 回目	年 月 日	円	枚	円
第 回目	年 月 日	円	枚	円
第 回目	年 月 日	円	枚	円
上記の通り、妊婦健康診査を実施したことを証明します。 年 月 日 所在地 名 称 代表者名 電話番号 印			合計 枚	合計 円
			交付枚数：基本券 枚 追加券 枚	
			*妊婦健康診査費用を全て補助するものではありません。また1枚につき2,500円を下回る場合でも利用可能ですが、差額の返金、余った補助券の払い戻しはできませんので、ご注意ください。	

委 任 状

私(妊婦健康診査受診者) _____ は、 年 月 日付け請求の妊婦健康診査費用に係る補助金の受領について、 _____ (続柄 _____) に委任します。

年 月 日
大和高田市 宛

住所 〒
大和高田市
妊婦健康診査受診者氏名 印

附 則
(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の大和高田市妊婦健康診査実施規則の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の大和高田市妊婦健康診査実施規則第5条第2項の規定によりされている申請は、改正後の大和高田市妊婦健康診査実施規則第5条第2項の規定によりされた申請とみなす。

告 示

告示第88号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和4年7月1日

大和高田市長 堀内 大造

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
令和4年6月9日	1									
令和4年6月13日							1			
令和4年6月27日	1									
令和4年6月28日	1									

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	地 区	自転車	原動機付自転車
なし			

3 保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を

徴収する。総額は、1,000円を限度とする。

7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第90号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年7月7日付けで専決処分した予算の要領は次のとおりです。

令和4年7月7日

大和高田市長 堀内 大造

1 令和4年度大和高田市一般会計補正予算（第5号）

令和4年度大和高田市一般会計補正予算（第5号）

令和4年度大和高田市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,091,970千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
21. 諸収入		218,491	70	218,561
	4. 雑入	202,891	70	202,961
補正されなかった科目に係る額		26,873,409	0	26,873,409
歳 入 合 計		27,091,900	70	27,091,970

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		12,651,776	70	12,651,846
	3. 生活保護費	2,668,262	70	2,668,332
補正されなかった科目に係る額		14,440,124	0	14,440,124
歳 出 合 計		27,091,900	70	27,091,970

告示第91号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第5条の規定により告示します。

令和4年7月15日

大和高田市長 堀内 大造

1. 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため
2. 処分対象自転車等の保管場所
大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下
大和高田市高架下自転車保管所
3. 処分年月日
令和4年10月1日
4. 処分対象自転車等の移動年月日
令和4年4月1日から令和4年4月30日までの間

告示第92号

令和4年度国民健康保険税納税通知書を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は保険医療課国保係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和4年7月15日

大和高田市長 堀内 大造

1. この納入通知書の発送年月日
令和4年7月7日
2. 送達を受けるべき者
省略（市役所前掲示場掲示済）

注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

告示第92号の2

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年7月15日付けで専決処分した予算の要領は次のとおりです。

令和4年7月15日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 令和4年度大和高田市休日診療所特別会計補正予算（第3号）

令和4年度大和高田市休日診療所特別会計補正予算（第3号）

令和4年度大和高田市の休日診療所特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,143千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82,557千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 診療収入		25,221	2,877	28,098
	1. 外来収入	25,220	2,877	28,097
5. 繰入金		25,558	1,266	26,824
	2. 基金繰入金	1,232	1,266	2,498
補正されなかった科目に係る額		27,635	0	27,635
歳入合計		78,414	4,143	82,557

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		69,483	2,965	72,448
	1. 施設管理費	69,483	2,965	72,448
2. 医業費		6,010	1,178	7,188
	1. 医業費	6,010	1,178	7,188
補正されなかった科目に係る額		2,921	0	2,921
歳出合計		78,414	4,143	82,557

告示第93号

令和4年度市民税・県民税納税通知書を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、総務部税務課市民税係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和4年7月19日

大和高田市長 堀内 大造

1. 納税通知書の発送年月日
令和4年6月8日
2. この公示送達により変更する納期限
変更前 令和4年6月30日
変更後 令和4年8月31日
3. 送達を受けるべき者
省略(市役所前掲示場掲示済)

注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したとき

に書類の送達があったものとみなされます。

告示第94号

差押調書を郵便により発送しましたが、下記の者について住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は総務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和4年7月22日

大和高田市長 堀内 大造

1. この通知の発送年月日

令和4年5月19日

2. 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場掲示済）

注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第95号

令和2年度固定資産税第3期～第4期、令和3年度固定資産税第1期～4期の督促状を郵便により発送しましたが、下記の者について住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は総務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和4年7月22日

大和高田市長 堀内 大造

1. この通知の発送年月日

令和2年度固定資産税第3期 令和2年10月23日

令和2年度固定資産税第4期 令和2年12月24日

令和3年度固定資産税第1期 令和3年5月31日

令和3年度固定資産税第2期 令和3年8月26日

令和3年度固定資産税第3期 令和3年10月26日

令和3年度固定資産税第4期 令和3年12月24日

2. 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場掲示済）

注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第96号

令和4年度軽自動車税全期の督促状を郵便により発送しましたが、下記の者について住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は総務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があ

ればいつでも交付します。

令和4年7月22日

大和高田市長 堀内 大造

1. この通知の発送年月日

令和4年度軽自動車税全期分 令和4年6月23日

2. 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場掲示済）

注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第97号

大和高田市社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置に係る補助事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年7月27日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置に係る補助事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置に係る補助事業実施要綱（平成12年告示第110号）の一部を次のように改正する。

第2条中第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、同条第12号中「法第8条第22項」を「法第8条第23項」に改め、同号を同条第14号とし、同号の次に次の2号を加える。

（15） 介護予防訪問介護相当サービス 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。次号において「令」という。）第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防訪問介護（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法（次号において「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護をいう。）に相当するサービス（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）をいう。

（16） 介護予防通所介護相当サービス 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち、令第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防通所介護（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護をいう。）に相当するサービス（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）をいう。

第2条第11号中「法第8条第18項又は法第8条の2第16項に規定する小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護」を「法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護又は法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護」に改め、同号を同条第13号とし、第10号を第12号とし、同条第9号中「法第8条第9項又は法第8条の2第9項に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護」を「法第8条第9項に規定する短期入所生活介護又は法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護」に改め、同号を同条第11号とし、同条第8号中「法第8条第7項若しくは第17項又は法第8条の2第7項若しくは第15項に規定する通所介護若しくは認知症対応型通所介護又は介護予防通所介護若しくは介護予防認知症対応型通所介護」を「法第8条第7項に規定する通所介護、法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護、法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護又は法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護」に改め、同号を同条第10号とし、同条第7号中「法第8条第2項若しくは第

16項又は法第8条の2第2項に規定する訪問介護若しくは夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護を「法第8条第2項に規定する訪問介護又は法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護」に改め、同号を同条第9号とし、同条第6号中「法第8条第21項又は第26項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は介護福祉施設サービス」を「法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は法第8条第27項に規定する介護福祉施設サービス」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号中「法第43条第1項又は法第55条第1項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額又は介護予防サービス費等区分支給限度基準額」を「法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額又は法第55条第2項に規定する介護予防サービス費等区分支給限度基準額」に改め、同号を同条第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 特定入所者介護サービス費等の支給 法第51条の3に規定する特定入所者介護サービス費の支給又は法第61条の3に規定する特定入所者介護予防サービス費の支給をいう。

第2条第4号中「市民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年間80万円以下の者」を「介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下この号において「令」という。)第22条の2の2第9項の要件に該当する者又は令第29条の2の2第9項の要件に該当する者」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号を削り、同条第2号中「6月」を「7月」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第1号を第3号とし、同条に第1号及び第2号として次の2号を加える。

(1) 社会福祉法人等 第4条に規定する対象サービスを提供する社会福祉法人若しくは市町村又は市町村内に利用者負担の軽減を行う社会福祉法人がない地域等で特に必要と認める事業者をいう。

(2) 軽減法人等 利用者負担の軽減を行おうとする社会福祉法人等であつて、当該社会福祉法人等が第4条に規定する対象サービスを提供する事業所及び施設の所在地の都道府県知事及び保険者である市町村の長に対してその旨を申し出たものをいう。

第3条第1項中「規定する被保険者」を「規定する被保護者」に改め、同項第1号中「80万円」を「150万円」に、「40万円」を「50万円」に改め、同項第2号中「80万円」を「350万円」に、「40万円」を「100万円」に改め、同条第2項を削る。

第4条を削り、第5条第1項中「別表の」を「生活困難者(軽減対象者のうち生活保護受給者等を除いた者をいう。)については別表第1、生活保護受給者等については別表第2に掲げる」に改め、同条第4項中「又は平成26年4月1日」を「、平成26年4月1日、平成27年4月1日、平成30年10月1日、令和元年10月1日又は令和2年10月1日」に、「特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費」を「特定入所者介護サービス費等」に改め、同条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第7条中「の所管庁」を「及び都道府県」に改め、同条を第6条とする。

第8条第1項中「第3条」を「次条」に改め、同条第3項中「あり、かつ」を「あると市長が認めるときであつて」に改め、同条を第7条とし、第9条を第8条とする。

第10条中「6月30日」を「7月31日」に、「6月分」を「7月分」に改め、同条を第9条とし、第11条を第10条とする。

第12条中「第8条第2項」を「第7条第3項」に改め、同条を第11条とし、第13条を第12条とする。

第14条中「要綱」を「告示」に改め、同条を第13条とし、第15条を第14条とする。

第16条第1項第3号イ中「社会福祉法人」を「軽減法人等」に改め、同項第6号中「社会福祉法人等が軽減措置事業を行う」を「軽減法人等が対象サービスの提供を行う事業(以下「軽減措置事業」という。)を実施する」に改め、同条を第15条とし、第17条を第16条とし、第18条を第17条とし、第19条を第18条とする。

第20条第4項を削り、同条を第19条とし、第21条を第20条とし、第22条から第24条ま

でを1条ずつ繰り上げる。

第25条第2項中「第20条」を「第21条」に改め、同条を第24条とする。

第26条中「当該補助事業」を「この告示による補助金の交付を受けた軽減措置事業（以下この条において「補助事業」という。）」に改め、同条を第25条とし、第27条を第26条とし、第28条を第27条とする。

別表中「

ア 旧措置入居者で利用者
負担割合が5パーセント
以下の者

」を

「

ア 旧措置入居者で利用者
負担割合が5パーセント
以下の者（ユニット型個室
に入所している者に限
る。）

」に、

「

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用者負担額
小規模多機能型居宅介護等	利用者負担額、宿泊費及び食費
複合型サービス	利用者負担額、宿泊費及び食費

」を

「

定期巡回・随時対応型訪問介護看護（利用者負担段階第2段階の者を除く。）	利用者負担額
小規模多機能型居宅介護等（利用者負担段階第2段階の者を除く。）	利用者負担額、宿泊費及び食費
複合型サービス（利用者負担段階第2段階の者を除く。）	利用者負担額、宿泊費及び食費
介護予防訪問介護相当サービス	利用者負担額
介護予防通所介護相当サービス	利用者負担額及び食費

」に

改め、同表備考1中「及び複合型サービス」を「、複合型サービス、介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービス」に改め、1の次に次のように加える。

2 介護福祉施設サービス等及び短期入所生活介護等に係る食費、居住費及び滞在費については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費等の支給がされている場合に限る。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第5条関係）

対象サービス	対象となる費用
介護福祉施設サービス等	居住費（従来型個室、ユニット型個室的多床室及びユニ

	ット型個室に限る。)
短期入所生活介護等	滞在費（従来型個室、ユニット型個室的多床室及びユニット型個室に限る。)

備考

介護福祉施設サービス等及び短期入所生活介護等に係る居住費及び滞在費については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費等の支給がされている場合に限る。

様式第1号中

「

利用サービス	1 特別養護老人ホーム（旧措置入所者に該当 該当・非該当）
	2 在宅サービス（訪問介護の経過措置に該当 該当・非該当）

」を

「

利用サービス	
--------	--

」に、

「氏名 印」を「氏名 」に改める。

様式第3号中「、夜間対応型訪問介護」を「、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護」に改め、「、介護予防訪問介護、介護予防通所介護」を削り、「及び介護予防小規模多機能型居宅介護」を「、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービス」に改める。

附 則

この告示は、令和4年8月1日から施行する。

告示第98号

大和高田市訪問介護等利用者負担額減額要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年7月27日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市訪問介護等利用者負担額減額要綱の一部を改正する告示

大和高田市訪問介護等利用者負担額減額要綱（平成17年告示第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第15項」を「第16項」に、「法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（」を「法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防訪問介護に相当するサービス（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。」に改める。

第2条第1項中「居宅要介護者被保険者」を「居宅要介護被保険者」に改め、同条第3項中「指定居宅介護予防サービス事業者」を「指定介護予防サービス事業者」に改める。

第3条第1項中「第30条」を「第27条」に改める。

第7条第1項中「前条の申請書を受理した場合」を「前条の規定による申請があった場合」に改め、同条第2項中「6月30日」を「7月31日」に改め、同項ただし書中「6月までの間」を「7月までの間」に改める。

附 則

この告示は、令和4年8月1日から施行する。

公 告

公告第57号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和4年7月1日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	令和4年度アクティブディレトリサーバ及び特定通信用ファイアウォール等リース契約に係る納入業者等決定
2 納入場所	大和高田市役所サーバー室
3 契約期間	納入期限：令和5年2月28日 リース期間：令和5年3月1日から令和10年2月29日まで
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおり ※本件は、リースの対象となる物品の納入業者及び納入価格を決定するものです。
5 入札参加資格要件	<p>(1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「文具・事務用機器（OA機器、ソフト）」又は「役務提供（電算業務）」に登録している者であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(5) (2) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(6) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）【ISO/IEC27001（JISQ27001）】の資格を認証取得している者であること。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を参加しようとする入札案件ごとに提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>③ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）【ISO/IEC27001（JISQ27001）】の認定取得を証する書類</p>

	<p>の写し</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和4年7月1日（金）から令和4年7月14日（木）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和4年7月22日（金）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和4年7月25日（月）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>9 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和4年7月28日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
<p>10 入札書への記載</p>	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
<p>11 入札保証金</p>	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高</p>

	田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 2 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和4年7月29日（金）午前10時 (2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
1 3 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 4 落札者の決定	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
1 5 契約保証金	免除します。
1 6 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第58号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和4年7月1日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	令和4年度ファイルサーバシステム再構築整備リース契約に係る納入業者等決定
2 納入場所	大和高田市役所サーバー室
3 契約期間	構築期間：契約締結日から令和5年1月31日まで リース期間：令和5年2月1日から令和10年1月31日まで
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおり ※本件は、リースの対象となる物品の納入業者及び納入価格を決定するものです。
5 入札参加資格要件	(1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「文具・事務用機器（OA機器、ソフト）」又は「役務提供（電算業務）」に登録している者であること。 (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始

	<p>の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(5) (2) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(6) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）【ISO/IEC27001（JISQ27001）】の資格を認証取得している者であること。</p>
<p>6 競争入札参加資格の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を参加しようとする入札案件ごとに提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>③ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）【ISO/IEC27001（JISQ27001）】の認定取得を証する書類の写し</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和4年7月1日（金）から令和4年7月14日（木）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限</p>

	<p>令和4年7月22日（金）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和4年7月25日（月）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和4年7月28日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和4年7月29日（金）午前10時20分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定	<p>落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
15 契約保証金	<p>免除します。</p>
16 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第59号

大和高田市一般介護予防業務委託事業者選定を公募型プロポーザル方式で行いますので、公告します。

令和4年7月1日

大和高田市長 堀内 大造

1 事業概要**(1) 事業名**

大和高田市一般介護予防業務

(2) 業務概要

「令和4年度 大和高田市一般介護予防業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(4) 契約限度額

7,488,000円（消費税等を含む。）

2 参加資格公募型プロポーザルに参加する資格を有する者は、「大和高田市一般介護予防業務委託事業者選定プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）の「2 参加資格要件」を全て満たす者であること。

3 参加申込書の提出期限

令和4年7月19日（火）午後5時まで

4 その他

実施要領による

5 担当課

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市 保健部 地域包括ケア推進課 TEL 0745-22-1101

公告第60号

大和高田市地域資源把握支援サービス構築等業務委託事業者選定を公募型プロポーザル方式で行いますので、公告します。

令和4年7月1日

大和高田市長 堀内 大造

1 事業概要**(1) 事業名**

大和高田市地域資源把握支援サービス構築等業務

(2) 業務概要

「大和高田市地域資源把握支援サービス構築等業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(4) 契約限度額

3,956,000円（消費税等を含む）

2 参加資格公募型プロポーザルに参加する資格を有する者は、「大和高田市地域資源把握支援サービス構築等業務委託事業者選定プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）の2 業務概要（5）参加資格及び条件を全て満たす者であること。

3 参加申込書の提出期限

令和4年7月21日（木）午後5時まで

4 その他

実施要領による

5 担当課

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市 保健部 地域包括ケア推進課 TEL：0745-22-1101

公告第61号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和4年7月7日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務名	大和高田市総合公園公募設置管理制度（Park-PFI）導入検討業務委託
2 履行場所	大和高田市総合公園
3 履行期間	契約締結日から令和5年2月28日（火）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木関係建設コンサルタント業務（「都市計画及び地方計画」又は「建設環境」部門）に登録している者であること。</p> <p>(2) 公募設置管理制度（Park-PFI）導入検討業務の履行実績を有し、次のいずれかの資格を有する者（契約締結時点において継続して3か月以上の雇用関係にある者に限る。）を管理技術者として配置できる者であること。</p> <p>① 技術士（「総合技術監理部門：建設—都市及び地方計画」）</p> <p>② 技術士（「建設部門：都市及び地方計画」）</p> <p>③ 技術士（「総合技術監理部門：建設—建設環境」）</p> <p>④ 技術士（「建設部門：建設環境」）</p> <p>⑤ 一級建築士</p> <p>(3) 次のいずれかの資格を有する者（契約締結時点において継続して3</p>

	<p>か月以上の雇用関係にある者に限る。)を照査技術者として配置できる者であること。なお、(2)(3)に規定する技術者は兼ねることができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 技術士（「総合技術監理部門：建設—都市及び地方計画」） ② 技術士（「建設部門：都市及び地方計画」） ③ 技術士（「総合技術監理部門：建設—建設環境」） ④ 技術士（「建設部門：建設環境」） ⑤ 一級建築士 <p>(4) 奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。 (2) 必要書類は、次のとおりとします。 <ul style="list-style-type: none"> ① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ② 5の(2)に係る配置予定者の資格者証の写し、履行実績を証するもの（テクリスの印刷等）及び所属会社と3か月以上の雇用関係を証する書類 ③ 5の(3)に係る配置予定者の資格者証の写し及び所属会社と3か月以上の雇用関係を証する書類 ④ 暴力団排除に関する誓約書（指定様式） (3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。 (4) 受付期間 令和4年7月8日（金）から令和4年7月20日（水）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 (5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 (6) 受付場所 大和高田市大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。

	<p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和4年7月29日（金）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和4年8月1日（月）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和4年8月3日（水）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和4年8月4日（木）午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>

15 契約保証金	免除します。
16 最低制限比較価格	¥4,450,000-（消費税等抜き）
17 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
18 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第62号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和4年7月11日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務名	大和高田市橋梁定期点検業務委託（No. 1）
2 履行場所	大和高田市 市内一円
3 履行期間	契約締結日から令和5年1月31日（火）まで
4 業務内容	橋梁定期点検 1式（25橋） ※入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木関係建設コンサルタント業務（鋼構造及びコンクリート部門）に登録している者であること。</p> <p>(2) 平成29年4月1日以降において、官公庁等発注の橋梁点検業務を元請けで1件あたり1,000万円以上の履行実績を有する者であること。</p> <p>(3) 次に掲げるいずれかの資格を有する者を管理技術者（契約締結時点において継続して3か月以上の雇用関係にある者）として配置できる者であること。なお、(4)の照査技術者との兼務は認めない。</p> <p>① 技術士（「総合技術監理部門：建設－鋼構造及びコンクリート」）</p> <p>② 技術士（「建設部門：鋼構造及びコンクリート」）</p> <p>③ RCCM（鋼構造及びコンクリート）</p> <p>④ ①又は②と同等の能力を有する大臣認定技術者（技術管理者（建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロに該当する者）である者に限る。）</p> <p>(4) 次に掲げるいずれかの資格を有する者を照査技術者（契約締結時点において継続して3か月以上の雇用関係にある者）として配置できる者であること。なお、(3)の管理技術者との兼務は認めない。</p> <p>① 技術士（「総合技術監理部門：建設－鋼構造及びコンクリート」）</p> <p>② 技術士（「建設部門：鋼構造及びコンクリート」）</p> <p>③ RCCM（鋼構造及びコンクリート）</p> <p>④ ①又は②と同等の能力を有する大臣認定技術者（技術管理者（建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロに該当する者）である者に限る。）</p> <p>(5) 奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者であること。</p>

	<p>(6) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(8) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(9) (6)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ② 平成29年4月1日以降における橋梁点検業務の契約書の写し ③ 5の(3)に係る配置予定者の資格者証の写し及び所属会社と3か月以上の雇用関係を証する書類 ④ 5の(4)に係る配置予定者の資格者証の写し及び所属会社と3か月以上の雇用関係を証する書類 ⑤ 暴力団排除に関する誓約書（指定様式） <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和4年7月12日（火）から令和4年7月22日（金）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p>

	<p>(1) 受付期限 令和4年8月3日（水）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和4年8月4日（木）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和4年8月8日（月）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和4年8月9日（火）午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
15 契約保証金	<p>免除します。</p>
16 最低制限比較価格	<p>¥6,040,000-（消費税等抜き）</p>
17 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
18 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第63号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和4年7月11日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務名	大和高田市橋梁定期点検業務委託（No. 2）
2 履行場所	大和高田市 市内一円
3 履行期間	契約締結日から令和5年1月31日（火）まで
4 業務内容	橋梁定期点検 1式（24橋） ※入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>（1）大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木関係建設コンサルタント業務（鋼構造及びコンクリート部門）に登録している者であること。</p> <p>（2）平成29年4月1日以降において、官公庁等発注の橋梁点検業務を元請けで1件あたり1,000万円以上の履行実績を有する者であること。</p> <p>（3）次に掲げるいずれかの資格を有する者を管理技術者（契約締結時点において継続して3か月以上の雇用関係にある者）として配置できる者であること。なお、（4）の照査技術者との兼務は認めない。</p> <p>① 技術士（「総合技術監理部門：建設－鋼構造及びコンクリート」）</p> <p>② 技術士（「建設部門：鋼構造及びコンクリート」）</p> <p>③ RCCM（鋼構造及びコンクリート）</p> <p>④ ①又は②と同等の能力を有する大臣認定技術者（技術管理者（建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロに該当する者）である者に限る。）</p> <p>（4）次に掲げるいずれかの資格を有する者を照査技術者（契約締結時点において継続して3か月以上の雇用関係にある者）として配置できる者であること。なお、（3）の管理技術者との兼務は認めない。</p> <p>① 技術士（「総合技術監理部門：建設－鋼構造及びコンクリート」）</p> <p>② 技術士（「建設部門：鋼構造及びコンクリート」）</p> <p>③ RCCM（鋼構造及びコンクリート）</p> <p>④ ①又は②と同等の能力を有する大臣認定技術者（技術管理者（建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロに該当する者）である者に限る。）</p> <p>（5）奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者であること。</p> <p>（6）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>（7）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>（8）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>（9）（6）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要</p>

	<p>綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 平成29年4月1日以降における橋梁点検業務の契約書の写し</p> <p>③ 5の(3)に係る配置予定者の資格者証の写し及び所属会社と3か月以上の雇用関係を証する書類</p> <p>④ 5の(4)に係る配置予定者の資格者証の写し及び所属会社と3か月以上の雇用関係を証する書類</p> <p>⑤ 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和4年7月12日（火）から令和4年7月22日（金）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和4年8月3日（水）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和4年8月4日（木）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>9 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限</p>

	<p>令和4年8月8日（月）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和4年8月9日（火）午前10時15分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。</p>
15 契約保証金	<p>免除します。</p>
16 最低制限比較価格	<p>¥5,070,000-（消費税等抜き）</p>
17 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
18 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第64号

不動産等の最高価申込者等決定公告

国税徴収法第104条の規定により、公告第46号の公売に係る公売財産の最高価申込者を、同法第104条の2の規定により同じく次順位買受申込者を下記のとおり決定したから、同法第106条第2項の規定により公告する。

令和4年7月13日

大和高田市長 堀内 大造

記

公 売 財 産 (売却区分番号)	最高価申込価額(円)	次順位買受申込価額(円)
	最高価申込者の氏名 または名称	次順位買受申込者の氏名 または名称
大和高田市-4-2-2 (別紙「公売財産目録」参照)	1,500,000円	—
	省略(市役所掲示場掲示済)	該当者無し
大和高田市-4-2-3 (別紙「公売財産目録」参照)	320,001円	320,000円
	省略(市役所掲示場掲示済)	省略(市役所掲示場掲示済)
最高価申込者等の決定年月日	令和4年7月12日	
売却決定期日	最高価申込者	次順位買受申込者
	日時 令和4年8月2日午前10時00分	国税徴収法第113条第2項に掲げる日
場所	大和高田市役所 収納対策室	

(別紙)

公売財産目録

<大和高田市-4-2-2>

(土地の表示)

所在 奈良県大和高田市蔵之宮町
 地番 142番5
 地目 宅地
 地積 58.07㎡
 住居表示 奈良県大和高田市蔵之宮町11番9号

(主である建物の表示)

所在 奈良県大和高田市蔵之宮町 142番地5
 家屋番号 142番5
 種類 居宅
 構造 木造瓦葺2階建
 床面積 1階 34.76㎡
 2階 31.27㎡
 築 昭和52年5月1日 新築

<大和高田市-4-2-3>

(土地の表示)

所在 奈良県大和高田市北本町
 地番 12番11
 地目 宅地
 地積 54.38㎡
 住所表示 奈良県大和高田市北本町9番23

（主である建物の表示）

所在 奈良県大和高田市北本町12番地9、12番地10
12番地11、12番地12
家屋番号 北本町12番11
種類 居宅
構造 木造瓦葺平家建
床面積 44.27㎡
築 昭和57年6月1日 増築

公告第65号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市地域振興部農業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和4年7月14日

大和高田市長 堀内 大造

公告第66号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和4年7月15日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	土庫小学校エレベーター設置工事に伴う仮設トイレ賃貸借
2 納入場所	大和高田市立土庫小学校（大和高田市 土庫3丁目 地内）
3 賃貸借期間	賃貸借期間：令和4年8月25日から令和5年3月24日まで
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 （1）大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿「役務提供（リース・レンタル）」に登録している者であること。 （2）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 （3）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） （4）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 （5）（2）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和4年7月15日（金）から令和4年7月28日（木）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限 令和4年8月2日（火）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和4年8月3日（水）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>9 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和4年8月8日（月）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法</p>

	不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和4年8月9日（火）午前10時40分 (2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
14 落札者の決定等	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
15 契約保証金	免除します。
16 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第67号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和4年7月26日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	令和4年度プリンタ機器リース契約に係る納入業者等決定
2 納入場所	大和高田市役所内 大和高田市大字大中98番地4
3 契約期間	納入期限 : 令和4年9月30日 リース期間 : 令和4年10月1日から令和9年9月30日まで 保守期間 : 令和4年10月1日から令和9年9月30日まで
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおりに

	<p>※本件は、リースの対象となる物品の納入業者及び納入価格を決定するものです。</p>
<p>5 入札参加資格要件</p>	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「文具・事務用機器」のうち「OA機器、ソフト」に登録している者であること。</p> <p>(2) 奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を参加しようとする入札案件ごとに提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和4年7月26日（火）から令和4年8月8日（月）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、祝日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>

<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和4年8月18日（木）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和4年8月19日（金）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>9 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和4年8月23日（火）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
<p>10 入札書への記載</p>	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
<p>11 入札保証金</p>	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
<p>12 開札の日時等</p>	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和4年8月24日（水）午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
<p>13 入札の無効</p>	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
<p>14 落札者の決定</p>	<p>落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
<p>15 契約保証金</p>	<p>免除します。</p>
<p>16 その他</p>	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p>

(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第68号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和4年7月26日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	材木町他地内道路除草作業
2 工事場所	大和高田市 材木町他 地内
3 工事期間	契約締結日から令和4年9月30日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市格付け等級がD級又はE級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。（ダウンロード可能）</p>

	<p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和4年7月27日（水）から令和4年8月2日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 〒635-8511 大和高田市大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の閲覧等</p>	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 令和4年7月27日（水）から令和4年8月12日（金）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
<p>9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和4年8月12日（金）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和4年8月15日（月）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>10 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和4年8月17日（水）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p>

	<p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和4年8月18日（木）午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
1 4 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限比較価格	¥1,750,000－（消費税等抜き）
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第69号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和4年7月26日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	奥田他地内道路除草作業
2 工事場所	大和高田市 奥田他 地内
3 工事期間	契約締結日から令和4年9月30日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満

	<p>たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市格付け等級がD級又はE級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和4年7月27日（水）から令和4年8月2日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 〒635-8511 大和高田市大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送</p>

	<p>付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）の閲覧等	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 令和4年7月27日（水）から令和4年8月12日（金）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和4年8月12日（金）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和4年8月15日（月）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和4年8月17日（水）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和4年8月18日（木）午前10時15分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>

14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 （1）大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 （2）公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 （3）競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限比較価格	¥1,670,000-（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	（1）大和高田市入札者心得に準拠する。 （2）天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 （3）詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第70号

大和高田市職員採用規程（平成21年訓令第6号）第6条の規定に基づき、令和4年度大和高田市職員採用試験の実施を次のとおり公告する。

令和4年7月29日

大和高田市長 堀内 大造

1. 試験概要

<募集内容及び受験資格>

職 種		募集人数 (程度)	受 験 資 格
番号	名 称		
①	一般事務職	4人	昭和62年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く）を卒業した人、又は令和5年3月卒業見込みの人
②	情報処理技術職	1人	昭和52年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による高等学校を卒業し、かつ、独立行政法人情報処理推進機構が実施する「基本情報技術者試験」を合格した人で、令和4年7月末時点において、情報処理技術職の職務経験が3年以上ある人
③	土木技術職	2人	昭和52年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学、短期大学、高等学校の土木専門課程を卒業した人（大学、短期大学、高等学校を令和5年3月卒業見込みの人を含む）
④	電気技術職	1人	昭和52年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学、短期大学、高等学校の電気専門課程を卒業した人（大学、短期大学、高等学校を令和5年3月卒業見込みの人を含む）
⑤	社会福祉士	1人	昭和52年4月2日以降に生まれた人で、社会福祉士資格を有する人、又は令和5年3月末日までに取得見込みの人
⑥	保育士 幼稚園教諭	8人	昭和47年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格並びに幼稚園教諭免許の両方を有する人、又は令和5年3月末日までに両方取得見込みの人

⑦	保健師	3人	昭和52年4月2日以降に生まれた人で、保健師免許を有する人、又は令和5年3月末日までに取得見込みの人
⑧	臨床心理士 公認心理師	1人	昭和52年4月2日以降に生まれた人で、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士、又は公認心理師資格を有する人
⑨	特別支援教育指導員	1人	昭和42年4月2日以降に生まれた人で、教諭普通免許状（小学校、中学校、特別支援学校のいずれか）を有する人で、令和4年7月末時点において、特別支援教育の職務経験が5年以上ある人
⑩	清掃作業員	2人	平成5年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による高等学校を卒業した人で、準中型自動車運転免許（5t限定を除く）以上を有する人、又は令和5年3月末日までに取得見込みの人

（受験資格等に関する注意事項）

- ※1 「大学」には、専修学校の専門課程を卒業した人、又は卒業する見込みの人で、高度専門士の称号を取得した人、又は令和5年3月31日までに取得する見込みの人（当該受験資格該当課程であることの証明が得られるものに限る）を含みます。
- ※2 「短期大学」には、専修学校の専門課程を卒業した人、又は卒業する見込みの人で、専門士の称号を取得した人、又は令和5年3月31日までに取得する見込みの人（当該受験資格該当課程であることの証明が得られるものに限る）を含みます。
- ※3 高等学校卒業程度認定試験合格者は、高等学校卒業と同等に取り扱います。
- ※4 保育士・幼稚園教諭は、採用後、市立の保育所、幼稚園及び認定こども園のいずれかに配属する予定です。
- ※5 「職務経験年数」とは、民間企業等に勤務、又は、公務員等として同一事業所に1週あたり30時間以上継続勤務していた期間のことをいいます。
 - ① 勤務時間は、就業規則・雇用契約等に規定されている時間で、残業等の時間は含めません。
 - ② 職務経験が複数ある場合は、通算することができます。ただし、育児休業、休職等で休んでいた期間は通算できません。
- ※6 採用後、日本国籍を有しない人は、公権力の行使を伴う職及び市の意思形成に参画する職には任用されません。
- ◎全ての職種において国籍は問いませんが、次のいずれかに該当する人は受験できません。
 - (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (2) 大和高田市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - (4) その他、地方公務員法に定める欠格条項に該当する人
 - (5) 日本国籍を有しない人で、在留資格において就職などが制限されている者

2. 受験手続・申込

(1) 申込方法

職員採用試験申込に関する書類については、大和高田市ホームページからのダウンロードのみ

の対応となります。市役所内での配布は行いません。

以下の書類を、簡易書留郵便で郵送してください(封筒に「試験申込書在中」と朱書きのこと)。

職種番号・職種	提出書類
① 一般事務職 ② 情報処理職 ③ 土木職 ④ 電気職 ⑤ 社会福祉士 ⑥ 保育士・幼稚園教諭 ⑦ 保健師 ⑧ 臨床心理士・公認心理師 ⑨ 特別支援教育指導員 ⑩ 清掃作業員	<ul style="list-style-type: none"> ・職員採用試験申込書 ・学歴及び職歴 <追加用> ※追加する場合のみ ・受験票 ・返信用定型封筒2通（長形3号：23.5cm×12cm） →2通ともに84円切手を貼付し、自宅の郵便番号、住所、宛名を記入してください。 ・職務経歴書（情報処理職及び特別支援教育指導員のみ）

<注意事項>

- ・提出書類は、受験者本人がボールペン等で記入してください（鉛筆、消せるボールペンは不可）。
- ・職員採用試験申込書及び受験票には、申込前6ヶ月以内に撮影した同一の写真を貼ってください。
- ・申込受付期間末日（当日消印有効）後に郵送された場合には、受験申込の受付は行わず失格としますので、締切日には十分注意してください。

(2) 申込期間・郵送先

令和4年8月5日（金）から令和4年8月18日（木）まで（消印有効）

【宛 先】〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4
大和高田市役所企画政策部人事課内
「大和高田市職員採用試験委員会」

(3) 受験票の交付

- ・受験票は、申込受付期間終了後、提出された返信用封筒により送付します。
- ・受験票が8月30日（火）までに届かない場合、人事課まで必ずお問い合わせください。
- ・試験当日には、受験票を必ず持参してください。

3. 試験日時・科目・会場等

(1) 第1次試験

日程	科目	会場
令和4年9月18日 （日） 午前9時30分から	教養試験 【全職種】 専門試験 【③土木職、④電気職、⑥保育士・幼稚園教諭】	大和高田市立 高田中学校

※第1次試験の専門試験を受験される方につきましては、各自昼食のご用意をお願いします。

※合否にかかわらず、本人に結果通知します。本市ホームページでも確認できます。

※試験内容や合否に関する問い合わせについては、一切お答えできません。

※第1次試験会場

大和高田市立高田中学校

大和高田市大中東町5番48号 TEL：0745-22-0851

※第1次試験合格者には、指定する期日までに、下記の書類の提出を求めます。

- ◆ 最終学校卒業（見込）証明書 【全職種】
- ◆ 資格証明書・免許証の写し、又は取得見込証明書（写し不可）
【②情報処理技術職、⑤社会福祉士、⑥保育士・幼稚園教諭、⑦保健師、⑧臨床心理士・公認心理師、⑨特別支援教育指導員、⑩清掃作業員】
- ◆ 職務経験年数を証明する在職証明書
【②情報処理技術職、⑨特別支援教育指導員】

(2) 第2次試験（予定）

職場適応性検査 【全職種】

個人面接 【全職種】

実技試験 【⑥保育士・幼稚園教諭のみ】

体力測定 【⑩清掃作業員のみ】

<受験方法>

試験日時・科目・会場等についての詳細は、第1次試験合格者に通知します。

※職場適応性検査（WEB受検）について

日程：10月3日（月）から10月12日（水）の10日間に各自選択して受検。

<受検方法>

- ・受検案内メールを受信（10月3日（月）に第1次試験合格者に配信）

受検に必要なURLや受検方法が記載されたメールを受け取り、WEB適正検査のログインIDとパスワードを取得します。

※ibbt-cloud.comのドメインから送信されるメールを受信できるよう設定してください。

※受検案内メールが10月4日（火）12時までに届かない場合は、人事課まで必ずお問い合わせください。

(3) 第3次試験（予定）

個人面接 【全職種】

<受験方法>

試験日時・科目・会場等についての詳細は、第2次試験合格者に通知します。

4. 採用の時期

- (1) 最終合格者は採用候補者名簿に登載し、次の区分により採用します。
 - ・採用予定者 令和5年4月1日付けで採用します。
 - ・補欠登録者 合格者等に欠員が生じた場合に繰り上げ採用の対象となります。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までです。
- (3) 最終合格者のうち、卒業見込みの人が令和5年3月末日までに卒業できなかった場合、並びに免許又は資格取得見込みの人が、所定の時期までにこれを取得できなかった場合は、その時点で採用候補者名簿（採用予定者、補欠登録者）から抹消します。

5. 試験結果の開示

試験の結果については、開示請求ができます。電話などによる開示請求はできませんので、受験者本人が、受験票と本人であることを証明する書類（運転免許証等）を持って、直接市役所人事課までお越しください。

区分試験	請求できる人	開示内容	開示期間及び開示場所
第1次試験 第2次試験 第3次試験	不合格者 (本人に限る)	総合得点 総合順位	不合格通知の日から起算して 2週間 大和高田市役所 人事課

※開示時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までです。

6. 給与について

- ・ 令和4年4月1日現在の初任給月額は、大卒182,200円、短大卒163,100円、高校卒150,600円で、他に地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。
- ただし、現在、市の財政健全化に資することを目的に、一部手当については減額措置を講じています。
- ・ 初任給は、採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。

7. 注意事項

- ・ 受験資格がないこと及び提出書類に不正があった場合、WEB検査で受験生本人以外が受検していた場合には、直ちに受験資格を取り消します。また採用後において発覚した場合には、免職となることがあります。
- ・ 受験のために提出された一切の書類は返却しません。取得した個人情報については、今回の職員採用試験の実施のために用い、それ以外の目的には使用しません。また、大和高田市個人情報保護条例に基づき、適正に管理します。
- ・ 使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては一切責任を負いません。
- ・ 新型コロナウイルス感染症などに罹患し治癒していない方や、濃厚接触者として健康観察の指示を受けている方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、当日の受験を控えていただくようお願いいたします。なお、これを理由とした欠席者向けの再実施は予定しておりません。

- ・ 試験会場では、感染予防のため、マスクの持参・着用をお願いするとともに、咳エチケットの徹底をお願いします。なお、試験中に試験員の指示に従い、マスクを一時的に外していただくことがあります。
- ・ 試験室は換気のため、試験中も適宜、窓やドアなどを開けます。室温の高低に対応できるよう服装には注意してください。
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の状況や、自然災害等の社会情勢により試験の日程を変更する場合は、本市ホームページでお知らせします。

＜試験についての問い合わせ先＞

大和高田市役所 企画政策部人事課内

「大和高田市職員採用試験委員会」

電話 0745-22-1101（内線5173）

公告第71号

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

国税徴収法第94条の規定により下記の財産を公売しますので、同法第95条及び第99条の規定により公告します。

令和4年7月29日

大和高田市長 堀内 大造

1	公売財産の表示	公売公告付表のとおり			
2	公売の方法	入 札			
3	公 売 日 時	参加申込期間	令和4年8月26日(金)午後1時00分から 令和4年9月7日(水)午後11時00分まで		
		入札	令和4年9月12日(月)午後1時00分から 令和4年9月20日(火)午後1時00分まで		
		開札	令和4年9月20日(火)午後2時00分		
4	公売場所	インターネット上 KSI 官公庁オークションのページ (https://kancho.jp)			
5	公売保証金及び見積価額	公売公告付表のとおり			
6	公売保証金納付期限	令和4年8月25日(木)午後1時00分から 令和4年9月6日(火)午後1時00分まで			
7	売却決定の日時及び場所	日時	令和4年10月11日(火) 午前10時00分	場所	大和高田市役所収納対策室

8	買受代金納付期限	日時	令和4年10月11日(火) 午後2時30分 (ただし、地方税法第19条の7第1項ただし書その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合を除く。)
9	買受人についての資格その他の要件	大和高田市インターネット公売ガイドラインに従う	
その他		<ol style="list-style-type: none"> 1. 公売に参加するためには、参加申込が必要です。また、上記公売保証金納付期限までに、公売財産の売却区分番号ごとに公売保証金を納付いただく必要があります。 2. 参加申込された方が、暴力団員等に該当しない旨の陳述書を提出いただく必要があります。 3. 公売による権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税等)は、買受人の負担となります。 4. 大和高田市は、改正前民法の瑕疵担保責任を負いません。 5. 公売における注意事項については大和高田市ホームページ上のインターネット公売ガイドラインを確認してください。 6. 公売物件の地図。写真等については、大和高田市で閲覧いただけます。もしくは、大和高田市ホームページ(http://www.city.yamatotakada.nara.jp/life/auction.html)でもご覧いただけます。 	
<p style="text-align: center;">配当を受ける者の権利の申出について</p> <p>公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を申し出て下さい。</p> <p>なお、債権現在額申立書の用紙は下記担当部署に用意しています。</p> <p>※この公告事項の詳細についてお聞きになりたい方は、下記担当部署までお問い合わせください。</p> <p style="text-align: center;">大和高田市・収納対策室 TEL 0745-22-1101 (内線2263)</p>			
公売公告付表			

<p>売却区分 番 号</p>	<p>大和高田市-4-3-1</p>
<p>公売財産の 表示</p>	<p style="text-align: center;">〈土地付建物〉</p> <p>(土地の表示)</p> <p>所在 奈良県大和高田市内本町</p> <p>地番 1723番4</p> <p>地目 宅地</p> <p>地積 87.91m²</p> <p>(主である建物の表示)</p> <p>住居表示 奈良県大和高田市内本町 1番8号</p> <p>所在 奈良県大和高田市内本町 1723番地4</p> <p>家屋番号 1723番4</p> <p>種類 店舗・居住</p> <p>構造 鉄骨造陸屋根4階建</p> <p>床面積 1階 71.63m²</p> <p style="padding-left: 2em;">2階 70.20m²</p> <p style="padding-left: 2em;">3階 53.82m²</p> <p style="padding-left: 2em;">4階 47.68m²</p> <p>築 昭和51年12月28日 新築</p> <p>見積価額 4,360,000円</p> <p>公売保証金 440,000円</p> <p>以上、登記簿による表示</p>
<p>公売財産 の概要 (地域概 要)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR和歌山線『高田』駅から西約230mのところ(徒歩約3分) ・ 近鉄大阪線『大和高田』駅から南約500mのところ(徒歩約7分) ・ 西側は市道(高68号線)と接しており、幅員は約3.8m ・ 市役所通りでもある市道(高515号線)(都市計画道路)から北側(1区画へ約5m)の位置にある。

<p>公売財産 の概要 (行政的条 件)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域 市街化区域 ・用途地域 商業地域 ・建ぺい率(指定) 80% ・容積率(指定) 400% ・高度地区 31m ・建築基準法における準防火地域
<p>公売財産 の概要 (使用状 況等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和51年築の建物のため、築年数から判断すると、各階の柱、梁、スラブデッキプレート等にアスベストが付着している可能性があります。 建物解体時には、アスベスト規制に関する法律、廃棄物処理法関連の規制に基づいて処理して下さい。 ・建物入口外側上部にひび割れがあります。 ・現在は空き家です。昔は、1階及び2階を焼肉屋として使用し、3階及び4階は居住スペースとして使用していました。 ・各階に残置物が多くあり、本人から当該残置物を放棄する旨の書類を徴取しています。物件売却完了後は、残置物は落札者の自費処分となります。 ・現在、建物の入口は鍵が無く、不審者の侵入を防ぐ為、取っ手にチェーンを巻き付けて、南京錠で施錠しています。(当市が鍵を保管) ・告知事項有の物件です。
<p>その他 公売条件等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公売に参加する場合は、事前に公売財産の現況、関係公簿等をご確認ください。 ・現状有姿での公売となります。 ・境界については、隣接地所有者と協議してください。 ・大和高田市は、公売財産の引渡義務を負いません。 ・大和高田市は民法改正前の瑕疵担保責任を負いません。 ・現在、敷地利用している個人及び事業者との協議は、当事者間で行ってください。

教育委員会

教育委員会告示第12号

大和高田市教育委員会7月定例委員会を次のとおり招集する。

令和4年7月8日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

1 日時

令和4年7月15日（金）午前10時00分

- 2 場所
市役所5階 会議室8

- 3 議案
第1号 後援願いについて
第2号 その他

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第24号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和4年7月4日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

- 1 日時
令和4年7月10日（日） 午前6時30分

- 2 場所
大和高田市大字大中98番地4
大和高田市役所 4階 会議室3

- 3 議案
第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 選挙当日の有権者数について
第3号 その他

選挙管理委員会告示第25号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和4年7月27日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

- 1 日時
令和4年8月3日（水） 午前11時00分

- 2 場所
大和高田市大字大中98番地4
大和高田市役所 4階 会議室4

- 3 議案
第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 その他

農業委員会

農業委員会告示第8号

大和高田市農業委員会8月定例委員会を次のとおり招集する。

令和4年7月28日

大和高田市農業委員会会長 弓場 一郎

1 日時

令和4年8月10日（水曜日）午後3時

2 場所

大和高田市役所5階 会議室6

3 議案

第1号 農地法第3条規定による申請の件

第2号 農地法第4条規定による申請の件

第3号 農地法第5条規定による申請の件

第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

第5号 その他

公営企業

上下水道事業告示第3号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年企業管理規程第2号）第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

令和4年7月1日

大和高田市長 堀内 大造

1 事業者名

- ・東條設備
- ・中西設備工業

2 代表者名

東條 泰雅
中西 直和

3 所在地

奈良市南紀寺町3丁目227-1-C202
奈良市三条宮前町4-21-303